

R2 年度「コンテンツ活用促進事業費補助金」 Q & A 一覧

Q 1 この補助金はどういうものか？

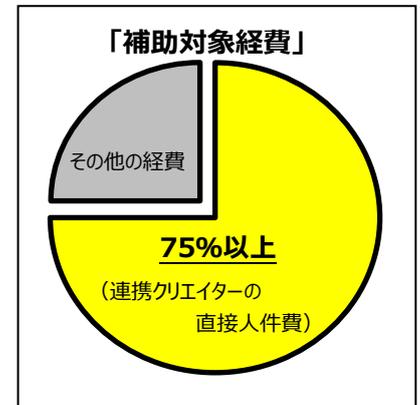
A 1 道内の中小企業者等が、自社の経営課題を解決するために、札幌市内に本社のあるクリエイターと連携して、新たに彼らの生み出す『アイデア＝コンテンツの力』で課題を解決し経営の活性化を目指す取り組みに対して、その費用の一部を補助するものです。

補助として、「補助対象経費」の 1/2 を支給します。

(支給額の上限は 100 万円)

例えば、「補助対象経費」が 200 万円の場合、100 万円を補助します。

※ただし、図のとおり、「補助対象経費」のうち、75%以上が、連携する市内クリエイターの直接人件費であることが条件です。



Q 2 「補助対象経費」とは何か？

A 2 市内クリエイター等に支払う業務委託費です。

○認められるもの

- ・直接人件費（連携する市内クリエイター等が直接制作するコンテンツ等のデザインや制作費等のこと。）
- ・その他の経費（直接人件費以外の経費で、謝金、旅費、運搬費、外部業務委託費、印刷費等のこと。）

×認められないもの

- ・消費税及び地方消費税相当分
- ・土地・建物の購入及び借上等にかかる経費、土木・建築等設備工事が発生する際の経費
- ・消耗品、広告宣伝にかかる費用等において、既存事業部門との区別不可能な共通的経費
- ・食糧費、接待費等の個人消費的経費 など（詳細は「公募要項」2Pをご覧ください。）

Q 3 補助対象者（この補助金を申請することができる企業）はどのような企業か？

A 3 次の4つの条件に全て該当している必要があります。

- 本社が北海道内にある、**中小企業者**^{注1}及び**その他の法人**^{注2}であり、同一の事業を一年以上営んでいること。
(注 1,2 の詳細については、注釈の表でご確認ください)
- コンテンツ等の事業を主に営んでいないこと。
- 市税の滞納がないこと。(法人市民税)
- 札幌市における一般競争入札の参加制限を受けていないこと。

注 1) 中小企業者とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項各号に掲げる会社（※）及び個人をいいます。

※会社の範囲：株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社、監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、土地家屋調査士法人、行政書士法人会社

ただし、以下のいずれかに該当する中小企業者は**対象外**です。

- ① 発行済み株式の総数または出資金額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数または出資金額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者

【資本金と従業員数から判断】

1	製造・建設・運輸業	資本金または出資の総額が 3 億円以下、もしくは、従業員が 300 人以下
2	卸売業	資本金または出資の総額が 1 億円以下、もしくは、従業員が 100 人以下
3	サービス業	資本または出資の総額が 5000 万円以下、もしくは、従業員が 100 人以下
4	小売業	資本または出資の総額が 5000 万円以下、もしくは、従業員が 50 人以下
5	ゴム製品製造業 ※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。	資本金または出資の総額が 3 億円以下、もしくは、従業員数が 900 人以下
6	ソフトウェア業	資本金または出資の総額が 3 億円以下、もしくは、従業員数が 300 人以下
7	旅館業	資本金または出資の総額が 5000 千万円以下、もしくは、従業員数が 200 人以下

注 2) その他の法人とは、次のいずれか該当するものです。

- ① 北海道内に本社を有する、医療法人及び社会福祉法人、並びに、医業または社会福祉事業を主たる事業とする、財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人をいう。
- ② 常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を営む者にあつては 50 人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては 100 人）以下の特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項の規定による。）。

ただし、以下のいずれかに該当する法人は**対象外**です。

- ① 学校法人
- ② 宗教法人
- ③ 医業または社会福祉事業を主たる事業としない、財団法人または社団法人
- ④ 常時使用する従業員の数が 300 人を超える法人
- ⑤ 常時使用する従業員の数が 300 人（小売業を営む者にあつては 50 人、卸売業又はサービス業を営む者にあつては 100 人）を超える特定非営利活動法人

Q 4 札幌市内のクリエイターだが、この補助金を申請することができるか？

A 4 できません。コンテンツ等の事業を営んでいるクリエイター（企業、個人）は、企業と連携するクリエイター側となりま
すので、本補助金制度をご自身の営業ツールとしてご活用ください。ただし、連携するクリエイターについては、以下の
の全てに該当している必要があります。

- 本社が札幌市内にある中小企業者で、同一の事業を一年以上営んでいること。
- コンテンツ事業を主に営んでいること。
- 市税の滞納がないこと。

**Q 5 道内の中小企業だが、様々な事業を展開している。自分の会社が申請側なのかクリエイター側なのか、
どちらに該当するのかわからない。**

A 5 主な業務内容と売上構成（%）をもとに、総務省が定める日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基
づいてご判断ください。

Q 6 どのように補助事業を指定するのか？

A 6 公募締切日 10/15（木）17:00 までに申請があったものについて、専門家による審査会を開き、得点の高い順
に、総予算額（400 万円）内で、補助対象事業を指定します。

Q 7 企業シート（様式 1 - 2）を申請者が作成しても良いのでしょうか？

A 7 企業情報の欄（黄色い枠）は企業概要（様式 3）と同様の情報を企業側で事前にご入力ください。

その他の欄は、ICC コーディネーターが企業相談の際にヒアリングを行ったうえで記入する欄です。

本シートでコーディネーターが取りまとめる情報は、連携クリエイターが専門的な観点から課題を見つけ有効的な解決策を提案するための要素（企業の理想・現状・課題（表層的なギャップ）、その他周辺情報等）のみです。

Q 8 企業シート（様式 1 - 2）をいつクリエイターに提示すれば良いのでしょうか？

A 8 申請書（様式 2）を作成する前です。

まず、本補助金をご検討の企業の方は、ICC コーディネーターによる企業相談を受けてください。

企業相談を受けた後、補助金申請を試みる場合は、企業シートを連携クリエイターに提示し、クリエイティブ活用についての相談を掘り下げてください。連携クリエイターからの企画提案書と見積書を受けましたら、事業計画書（様式 2）を完成させ、期日までにご申請ください。

Q 9 札幌市外の企業ですが、企業相談を受けるために札幌へ行かなくてはなりませんか。

A 9 企業相談は通常、ICC にお越しいただくか、オンライン（使用ソフト zoom や whereby）で行っていますが、コロナ禍の影響もございますので、本年度は原則オンラインでの相談をお願いしております。ただ、オンライン環境が整っていない企業に関しては、ICC へお越しいただくこともございます。その際は、事前に ICC 事務局へご相談ください。

Q 10 クリエイター等が発行する事業企画書（提案書）とその見積書とはどういうものか？

事業計画書（様式 2 - 1）とは異なるのか？

A 10 本補助金は、道内中小企業の経営課題を解決する為に、市内クリエイター等と連携して、クリエイティブなアイデア（コンテンツ）で課題を解決していく取組に対して経費の一部を補助するものです。

事業企画書（提案書）とは、連携クリエイターが企業シート（様式 1-2）をもとに、企業が抱える経営課題の解決に向けて提案するものであり、その提案内容を実現するための予算がその見積書となります。両方とも連携するクリエイター等が企業に対して発行するものです。

「事業計画書（様式 2-1）」は、それらの提案書等を添付資料として、企業側が作成するものです。

Q 11 企業と連携する市内クリエイター側だが、一部業務を外注することはできるか？

A 11 できますが、その経費は、「外部業務委託費」となり「直接人件費」とはみなされません。（A 2 参照）

「外部業務委託費」は、「その他経費」に入りますので、補助対象経費全体の 25%を超えない範囲内であれば、「外部業務委託費」として入れることができます。

Q 12 道内の中小企業側だが、自社内でコンテンツを制作する場合の人件費は対象になるのか？

A 12 インハウスのクリエイターは対象になりません。人件費のうち補助対象と認められるのは、あくまでも、連携する市内クリエイター等との間に発生する直接人件費分です。

Q 13 補助金が支払われる時期はいつか？

A 13 補助対象事業の完了・精算後となります。

（申請者）事業完了日から 1 ヶ月以内に、事業完了報告書を提出（クリエイターからの領収書等を添付し精算）

※ただし、事業完了日が 2/26 以降の事業の場合は、3/26 までに報告書を提出すること。

（財団）報告書等の検査終了後、補助金額を確定し、申請者へ通知。

（申請者）財団所定の請求書による請求。

（財団）請求書を受付後、4 月下旬に指定口座へ入金。

Q14 事業成果の公表・普及とは具体的にどういうことか？

A14 本補助金の公募説明会や関連セミナーでの事業実施報告（成果発表）の他、当財団が主催するセミナー等への講演依頼をさせていただきます。また、報告書等を作成する際に、「成果事例」「モデルケース」としてご紹介いただきます。詳細は適時協議させていただきます。

Q15 本補助金の申請を検討しているが、市内クリエイター等と連携したコンテンツの活用方法を知らない。どうしたらよいか？

A15 ICC では他産業からの相談窓口として専門家を配置していますので、事前にメールにてご相談内容をお送りください。（相談窓口：E-mail: icc-consultation@icc-jp.com ※専門家配置時間：平日 17:00-22:00）その他、ICC で開催するセミナー等には、市内クリエイターも参加します。各イベントでは、企業とクリエイターが交流できる場も設けておりますので、是非ご参加ください。

また、貴社の経営課題に関するご相談は、市や国で行っているアドバイザー派遣制度等（3回まで無料）や、中小企業基盤整備機構の無料の経営相談等もごさいます。

[参考]

- 札幌市中小企業支援センター「中小企業アドバイザー派遣制度」 <http://chusho.center.sec.or.jp/>
- 中小企業庁「ミラサポ専門家派遣制度」 <https://www.mirasapo.jp/specialist/flow1.html>
- 中小企業基盤整備機構 <http://www.smrj.go.jp/consulting/index.html>